

盛岡市原敬記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表

[illegible]

改正後			改正前		
別表（第 7 条関係）			別表（第 7 条関係）		
区分	個人入館料 （1 人 1 回につき）	団体入館料 （1 人 1 回につき）	区分	個人入館料 （1 人 1 回につき）	団体入館料 （1 人 1 回につき）
一般	300円	240円	一般	200円	120円
高等学校生徒	200円	160円			
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円	中学校生徒及び小学校児童	50円	30円
備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。			備考		
			1 団体入館料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。		
			2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が5人以上の団体で入館する場合におけるこの表の適用については、「50円」とあるのは「20円」と、「30円」とあるのは「10円」とする。		